

# ご記入例

お客様さまへ

- 必ず、お申し込みをされるご本人さまがすべてご記入ください。
- 本人確認書類の写し、「個人情報の取り扱いに関する同意書」(署名済)とともにご返送・ご送信ください。  
※「個人情報の取り扱いに関する同意書」・「山形銀行カードローン利用申込書」のお客様控は保管してください。
- ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- お申し込み後、当行からご自宅またはお勤め先へお申し込み等のご確認をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしませんのでご了承ください。

株式会社 山形銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

## 山形銀行カードローン利用申込書

FAX送信ページ2 受付番号

私は、本利用申込書裏面「山形銀行カードローン規定」、山形銀行カードローン保証依頼書裏面「保証委託約款」ならびに別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」の各条項に同意のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山形銀行に「山形銀行カードローン」の利用を申し込みます。

お客様さまへ

- ご印鑑は不要です。
- お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

ご記入日をお書きください。

必ずフリガナをお書きください。

姓が変わった方は必ずご記入ください。

必ず郵便番号をお書きください。

マンション・アパート名、部屋番号までお書きください。

●お勤め先名をご記入ください。  
●専業主婦・年金受給者の方は、会社名欄内に「主婦」「年金受給」とご記入ください。

●専業主婦の方は世帯合計収入をご記入ください。  
●年金受給者の方は年金の受取額合計をご記入ください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。  
※万一、ご利用いただけただけなご場合でも、申込書はご返却いたしませんのでご了承ください。

申込日 平成 20年 9月 12日 **太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。**

お名前	山形 太郎	旧姓	山銀	生年月日	昭和 平成 満 空	年齢	XX	性別	♂ 男	本人と家族(扶養)人数	1. 独身 3人 2. 既婚 (うち子供の人数 2人)
お申込本人について	〒990-XXXX	ご住所	山形 都道府県 山形市 七日町	持家	① 自己一戸建て ② 自己マンション ③ 家族一戸建て ④ 家族マンション	賃貸	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 付団 5. 公営	社宅	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 寮	お住まい	住宅ローン(有/無) 毎月返済額 50千円 毎月の家賃 100千円 毎月の使用料
フリガナ	ヤマガタ タロウ	会社名	ショウジ 商事	お仕事の内容	① 事務 7. 技術 ② 営業 8. 個人経営 ③ 販売 9. 法人経営 ④ 労務 10. 接客 ⑤ 運転手 6. 技能	勤務形態	① 正社員・自営 ② 嘱託・派遣 ③ アルバイト ④ パート ⑤ 季節・期間	保険種類	① 社保、組合、共済 ② 国保	入社年	昭和 平成 XX年 XX月
お勤め先について	〒990-XXXX	所在地	山形 都道府県 山形市 十日町	収入形態	① 固定給 3. 完全歩合給 ② 一部歩合給	年収	300 万円	出向先	会社名 所在地 電話番号	出向先	会社名 所在地 電話番号

### <ご利用のご案内>

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	10万円以上500万円以内(10万円単位)
借入利率	年4.5%~年14.6%
遅延損害金	年18.0%
約定返済日	毎月3日に下記の金額を下のご返済用預金口座より自動引き落とし
毎月の約定返済額	借入金額10万円ごとに2,000円以上 ※くわしくは「山形銀行カードローン」規定をご覧ください。

### <現在のお借入状況>

申込日現在のお借入状況についてご記入ください。	金融機関 (うち住宅ローン)	2件	11,000千円
	信販・クレジットカード会社	1件	10,000千円
	消費者金融会社	0件	0千円
	合計	4件	11,100千円

### <ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限ります)	山形銀行 山形駅前 本店
	普通預金 口座番号 0123456

### <暗証番号のお届け>

暗証番号	暗証番号の決定にあたっては、暗証届(6枚目)に記載しておりますご注意ください。6枚目にご記入ください。
------	---

### <お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。  振込希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

お振込口座 上記ご返済用預金口座と同一になります。

振込借入希望金額(1万円単位) 5.0 万円

### お申込経緯

- 新聞 (山形・朝日・毎日・読売・日経)
- テレビ (YBC・YTS・TUY・SAY) ・ラジオ (AM・FM)
- 銀行 (ATMコーナー) 窓口・ホームページ・ダイレクトメール)
- 広告 (新聞折込チラシ・WEB・その他)
- 紹介 (友人・知人・その他)
- その他 ( )

●当行を含め現在のすべてのお借入残高(住宅ローン、カードローン等)をご記入ください。  
●お借入がない場合は、[0]をご記入ください。

●カードが到着するまでにお借入をご希望される場合は口座番号及びご希望金額をご記入ください。  
●必ずご返済用預金口座をお書きください。

お申し込みのきっかけをご記入ください。

FAXの場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(※1)を送信してください。

FAX送信先 0120-0919-14

郵送の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(※1)を同封の返信用封筒にてお送りください。

※1:運転免許証・健康保険証・パスポートのうちいずれか1種類

A6939(2017.02) [解約後10年保存]

以下の約款（第1条から第10条）の利用目的に関する明示を受け、これを確認のうえ同意いたします。

同意日	平成	年	月	日
申込者				

※必ず自署をお願いします。

申込者（契約成立後の契約者を含む。）は、株式会社山形銀行（以下「銀行」という。）およびアコム株式会社（以下「保証会社」という。）が、銀行との間の「山形銀行カードローン」規定に基づく「山形銀行カードローン」契約および保証会社との間の保証委託約款に基づく保証委託契約（以下、両契約をあわせて「本契約」という。）を締結するに当たり、個人情報情報の収集・保有・利用・提供・開示について個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取扱うことに同意します。（以下「本同意」という。）  
なお、利用申込書・保証依頼書中の個人情報情報機関に関する条項のうち本同意の内容と相違する箇所については、本同意の条項が本契約の条項の当該条項に優先して適用されることを確認します。

**第1条（個人情報利用目的）**

銀行ならびに保証会社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申込者の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

**(1) 銀行における個人情報の利用目的**

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
  - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
  - ②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
  - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
  - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - ⑥与信事業に際して個人情報に加盟する個人情報情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
  - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - ⑧申込人とのお取引や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - ⑩ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
  - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
  - ⑬その他、申込人とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により個人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

なお、ダイレクトメールの発送等をご希望されない場合は窓口にご希望をお申し付けください。

**(2) 保証会社における個人情報の利用目的**

- 保証会社は、申込者の個人情報について、次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。
  - ①現在および将来における与信判断のため
  - ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
  - ④申込人とのお取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
  - ⑤与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため
  - ⑥保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

**第2条（第三者提供）**

**(1) 銀行における個人情報の第三者提供について**

- 申込者は、本契約にかかる情報を含む申込者の下記の情報が、保証会社における本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人とのお取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社へ提供されることに同意します。
  - ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり提出する書類に記載の全ての情報

**個人情報の取り扱いに関する同意書 提出用**

- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、申込人の銀行における取引情報（過去のものを含む。）
- ④延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報
- ⑤契約者の現況等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するに当たり必要な情報

**(2) [保証会社における個人情報の第三者提供について]**

- ①保証会社は以下の範囲で申込者の個人データを第三者へ提供します。
  - a) 提供する第三者  
株式会社 山形銀行
  - b) 提供される情報の内容  
申込者の申込および契約にかかわる個人情報（申込人の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等名の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報）および保証会社の与信評価情報
  - c) 利用目的
    - 提供する第三者の与信判断のため
    - 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
    - 提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
    - 提供する第三者と申込人とのお取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
    - 提供する第三者の市場調査・分析・および商品・サービスの研究、開発のため
- ②保証会社は、お客さまの所在確認等のため、申込人の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記①b)記載の申込人の個人情報をご提供いたします。

**(3) [債権譲渡]**

本契約のローン債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。申込人は、その際、申込者の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

**第3条（管理・回収業務の委託）**

申込人は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社にて、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込人の個人情報を銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および本社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

**第4条（個人情報情報機関の利用・登録等）**

- (1) 申込人は銀行および保証会社が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報）のほか、当該各機関によって登録された本人申告情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、本契約時および契約継続中において、当該個人情報情報を銀行および保証会社が提供を受け、与信取引上の判断（銀行は銀行法施行規則第13条の6等に基づく返済能力の調査、または転居先の調査をいう。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- (2) 申込人は、下表のとおり、本契約に基づく個人情報（その履歴を含む。）が、銀行および保証会社が加盟する個人情報情報機関へ提供・登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

登録情報	登録期間（各個人情報情報機関の連絡先等は第5条に記載）		
	全国銀行 個人情報センター	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不届の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容及等	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約内容およびその返済状況（代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む）等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を滞滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	契約期間中および契約終了後5年以内
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止日から5年を超えない期間	—	—

官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

(3) 申込人は、前項の個人情報とその正確性・最新性維持・苦情処理・個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、当該個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

**第5条（銀行または保証会社が加盟する個人情報情報機関と同機関と提携する個人情報情報機関の名称等）**

銀行および保証会社が加盟する個人情報情報機関（○で表記）と同機関と提携する信用情報機関（△で表記）の名称等は下表の通りです。当該機関の規約等および会員企業名を常時公表している全国銀行協会ホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html>）等をご参照ください。

個人情報情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター（KSC）	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html</a> TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	<a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a> TEL0120-810-414	△	○
株式会社日本信用情報機構（JICC）	<a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a> TEL0570-055-955	△	○

**第6条（個人情報の開示・訂正・削除・利用停止）**

- (1) 申込人は、銀行および保証会社または第5条で記載する個人情報情報機関に対して、下記の方法により、自己に関する個人情報につき開示請求または訂正・削除・利用停止等の申立を行うことを同意します。
  - ①銀行および保証会社が保有する個人情報について、開示請求または訂正・削除、利用停止等を求める場合には、第10条記載の窓口へ請求する。
  - ②個人情報情報機関に登録された個人情報について、開示請求または訂正・削除等を求める場合には、第5条記載の個人情報情報機関が定める手続きおよび方法によって行う。
- (2) 万一、銀行または保証会社の保有する個人情報が必要または誤りであることが判明した場合において、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要と認められる場合には、銀行および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

**第7条（本同意条項に不同意の場合）**

銀行および保証会社は、申込人が本契約に必要な記載事項（契約書書面や申込入力画面で契約者が記載・入力すべき事項。）の記載・入力を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(1)⑩、および(2)⑥⑥に同意しない場合でもこれを理由に本契約をお断りすることはありません。

**第8条（本契約が不成立の場合）**

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第4条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんに関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

**第9条（条項の変更）**

本同意条項は法令が定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

**第10条（お問い合わせ窓口）**

- 株式会社山形銀行 総合企画部 広報CSR戦略室兼お客さまサービス室  
TEL.023-623-1221  
（受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）  
お客さま相談センター  
TEL.0120-036-390
- アコム株式会社

以下の約款（第1条から第10条）の利用目的に関する明示を受け、これを確認のうえ同意いたします。

同意日	平成	年	月	日
申込者				

申込者（契約成立後の契約者を含む。）は、株式会社山形銀行（以下「銀行」という。）およびアコム株式会社（以下「保証会社」という。）が、銀行との間の「山形銀行カードローン」規定に基づく「山形銀行カードローン」契約および保証会社との間の保証委託約款に基づく保証委託契約（以下、両契約をあわせて「本契約」という。）を締結するにあたり、個人情報情報の収集・保有・利用・提供・開示について個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取扱うことに同意します。（以下「本同意」という。）

なお、利用申込書・保証依頼書中の個人情報情報機関に関する条項のうち本同意の内容と相違する箇所については、本同意の条項が本契約の条項の当該条項に優先して適用されることを確認します。

### 第1条（個人情報の利用目的）

銀行ならびに保証会社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申込者の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

#### (1) 銀行における個人情報の利用目的

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

- 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
  - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
  - ②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
  - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
  - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人情報情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
  - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - ⑧申込人とのお取引や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - ⑩ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
  - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
  - ⑬その他、申込人とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

なお、ダイレクトメールの発送等をご希望されない場合は窓口にご旨をお申し付けください。

#### (2) 保証会社における個人情報の利用目的

- 保証会社は、申込者の個人情報について、次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。
  - ①現在および将来における与信判断のため
  - ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため
  - ④申込人とのお取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
  - ⑤与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため
  - ⑥保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

### 第2条（第三者提供）

#### (1) 銀行における個人情報の第三者提供について

申込者は、本契約にかかる情報を含む申込者の下記の情報が、保証会社における本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人とのお取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社へ提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり提出する書類に記載の全ての情報

## 個人情報の取り扱いに関する同意書 お客様控

- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、申込人の銀行における取引情報（過去のものを含む。）
- ④延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報
- ⑤契約者の現況等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

#### (2) [保証会社における個人情報の第三者提供について]

- ①保証会社は以下の範囲で申込者の個人データを第三者へ提供します。
  - a) 提供する第三者  
株式会社 山形銀行
  - b) 提供される情報の内容  
申込者の申込および契約にかかわる個人情報（申込者の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等名の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報）および保証会社の与信評価情報
  - c) 利用目的
    - 提供する第三者の与信判断のため
    - 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
    - 提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため
    - 提供する第三者と申込人との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
    - 提供する第三者の市場調査・分析・および商品・サービスの研究、開発のため
- ②保証会社は、お客さまの所在確認等のため、申込人の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記①b)記載の申込人の個人情報をも市区町村長または登記官に提供します。

#### (3) [債権譲渡]

本契約のローン債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。申込人は、その際、申込人の個人情報当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

### 第3条（管理・回収業務の委託）

申込人は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社にて、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込人の個人情報を銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および本社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

### 第4条（個人情報情報機関の利用・登録等）

- (1) 申込人は銀行および保証会社を加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に申込人の個人情報（当該各機関が加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録されている不渡情報、本人申告情報、破産等の官報情報、情報帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、本契約時および契約継続中において、当該個人情報情報を銀行および保証会社が提供を受け、与信取引上の判断（銀行は銀行法施行規則第13条の6等に基づく返済能力の調査、または転居先の調査をいう。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- (2) 申込人は、下表のとおり、本契約に基づく個人情報（その履歴を含む）が、銀行および保証会社を加盟する個人情報情報機関へ提供・登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

登録情報	登録期間（各個人情報情報機関の連絡先等は第5条に記載）		
	全国銀行 個人情報センター	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不届の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容及等	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約および本契約終了日の返済状況（代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む）等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を滞滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止日から5年を超えない期間	—	—

官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

- (3) 申込人は、前項の個人情報とその正確性・最新性維持・苦情処理・個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、当該個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

### 第5条（銀行または保証会社を加盟する個人情報情報機関と同機関と提携する個人情報情報機関の名称等）

銀行および保証会社を加盟する個人情報情報機関（○で表記）と同機関と提携する信用情報機関（△で表記）の名称等は下表の通りです。当該機関の規約等および会員企業名を常時公表している全国銀行協会ホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html>）等をご参照ください。

個人情報情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人情報センター（KSC）	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html</a> TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	<a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a>	△	○
株式会社日本信用情報機構（JICC）	<a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a> TEL0570-055-955	△	○

### 第6条（個人情報の開示・訂正・削除・利用停止）

- (1) 申込人は、銀行および保証会社または第5条で記載する個人情報情報機関に対して、下記の方法により、自己に関する個人情報につき開示請求または訂正・削除・利用停止等の申立を行うことを同意します。
  - ①銀行および保証会社が保有する個人情報について、開示請求または訂正、削除、利用停止等を求める場合には、第10条記載の窓口へ請求する。
  - ②個人情報情報機関に登録された個人情報について、開示請求または訂正、削除等を求める場合には、第5条記載の個人情報機関が定める手続きおよび方法によって行う。
- (2) 万一、銀行または保証会社の保有する個人情報に不正確または誤りであることが判明した場合において、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要なと認められる場合には、銀行および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第7条（本同意条項に不同意の場合）

銀行および保証会社は、申込人が本契約に必要な記載事項（契約書書面や申込入力画面で契約者が記載・入力すべき事項。）の記載・入力を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条（1）⑨⑩、および（2）⑤⑥に同意しない場合でもこれを理由に本契約をお断りすることはありません。

### 第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第4条（2）に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんに関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第9条（条項の変更）

本同意条項は法令が定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 第10条（お問い合わせ窓口）

- 株式会社山形銀行 総合企画部 広報CSR戦略室兼お客さまサービス室  
TEL.023-623-1221  
（受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）  
お客さま相談センター  
TEL.0120-036-390
- アコム株式会社

私は、本利用申込書裏面「山形銀行カードローン規定」、山形銀行カードローン保証依頼書裏面「保証委託約款」ならびに別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」の各条項に同意のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山形銀行に「山形銀行カードローン」の利用を申し込みます。

お客さまへ

- ご印鑑は不要です。
- お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。  
※万一、ご利用いただけなかった場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

お申込ご本人について

申込日 平成 年 月 日 **太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。**

フリガナ	お名前	生年月日	年齢	性別	本人と家族(扶養)人数
	姓 (有・無) 旧姓	昭和・平成 年 月 日 千支 ( )	満 歳	1. 男 2. 女	1. 独身 2. 既婚 (うち子供の人数 人)
フリガナ	ご住所	持家	賃貸	社宅	
	〒 都道府県 (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)	1. 自己一戸建て 2. 自己マンション 3. 家族一戸建て 4. 家族マンション	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 公団 5. 公営	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 寮	
フリガナ	自宅	お住まい	住宅ローン有の場合	毎月の返済額	毎月の家賃
	( ) - 名義 1. ご本人 2. ( )		千円	千円	千円
フリガナ	携帯			千円	千円
	( ) - 名義 1. ご本人 2. ( )			千円	千円
		入居年月	昭和・平成	年	月 日

<ご利用のご案内>

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	10万円以上500万円以内(10万円単位)
借入利率	年4.5%~年14.6%
遅延損害金	年18.0%
約定返済日	毎月3日に下記の金額を下のご返済用預金口座より自動引き落とし
毎月の約定返済額	借入金額10万円ごとに2,000円以上 ※くわしくは「山形銀行カードローン」規定をご覧ください。

<現在のお借入状況>

申込日現在のお借入状況についてご記入ください。	金融機関	件	千円
	(うち住宅ローン)	件	千円
	信販・クレジットカード会社	件	千円
	消費者金融会社	件	千円
合計	件	千円	

<ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限り)	山形銀行	本店
	普通預金	口座番号

<暗証番号のお届け>

暗証番号	暗証番号の決定にあたっては、暗証届(6枚目)に記載しておりますご注意ください。事項をご参照ください。	6枚目にご記入ください。
------	--	--------------

<お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。	<input type="checkbox"/>	ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります。	
振込借入希望金額(1万円単位)		万円

お申込経緯

- 新聞(山形・朝日・毎日・読売・日経)
- テレビ(YBC・YTS・TUY・SAY)・ラジオ(AM・FM)
- 銀行(ATMコーナー・窓口・ホームページ・ダイレクトメール)
- 広告(新聞折込チラシ・WEB・その他)
- 紹介(友人・知人・その他)
- その他

お勤め先について

フリガナ	会社名	お仕事の内容	勤務形態	保険種類
	〒 都道府県	1. 事務 7. 技術 2. 営業 8. 個人経営 3. 販売 9. 法人経営 4. 労務 10. 接客 5. 運転手 6. 技能	1. 正社員・自営 2. 嘱託・派遣 3. アルバイト 4. パート 5. 季節・期間	1. 社保、組合、共済 2. 国保
フリガナ	所在地	収入形態	年収	
	〒 都道府県	1. 固定給 3. 完全歩合給 2. 一部歩合給	万円	
フリガナ	電話	内線		
	( ) -			
入社年月	昭和 年 月	会社事業内容	社員数	人
	平成 年 月			
出向先	フリガナ	会社事業内容	職種	月収
	会社名			万円
	所在地	電話番号	( )	-

【出向、派遣、副業先：有・無】※“有”を選択された方は下の欄をご記入ください。

FAXの場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を送信してください。

FAX先 0120-0919-14

郵送の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を同封の返信用封筒にてお送りください。

\*1：運転免許証・健康保険証・パスポートのうちいずれか1種類

## 「山形銀行カードローン」規定

**第1条（借主と契約の成立）**

- 借主とは、本規定を承認のうえ、Aコム株式会社（以下、保証会社という。）を連帯保証人として、株式会社山形銀行（以下、銀行という）に所定の申込書により山形銀行カードローンのカード（以下、ローンカードという）の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。
- 本契約は、借主からの申し込みを銀行が承諾したときに成立します。

**第2条（取引方法）**

- この取引は、本規定第7条、第11条および第12条に定める方法での当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引当け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- ローンカードは、銀行または銀行が現金支払業務を提携した金融機関（以下、提携先という）の現金自動預入支機（以下、ATMという）、現金自動支払機（以下、CDという）を使用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用するものとします。
- この取引に使用する当行所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由がある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、故意、重大な過失がない場合には当行は免責されるものとします。

**第3条（ローンカードの発行、暗証番号）**

- 山形銀行カードローン取引は、銀行本支店のうちいずれか1ヵ店のみで開設することができるものと、銀行は借主1名につき1枚のローンカードを発行します。
- 借主は、銀行所定の方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。
- 借主は、善良なる管理者の注意をもってローンカードおよび暗証番号を使用し、管理・保管するものとします。
- ローンカード（ローンカード上の表示事項を含む。）、借主本人以外使用することはできません。またローンカードを他人に譲渡、買入れたまたは貸与するか、ローンカード上の表示事項を使用することはできません。
- 借主が、本条第3項または第4項に違反して、ローンカード（ローンカード上の表示事項を含む。）を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

**第4条（ローンカードの紛失・盗難、暗証番号の変更等）**

- 借主がローンカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに書面により銀行に届け出るものとします。銀行は届出を受けたときは、直ちにローンカードによる借入の払い戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、借主は責任を負いません。
- 前項の届出前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも遅やかに書面によって銀行に届け出るものとします。
- 暗証番号を変更する場合は、銀行のATMを使用して手続きを行うものとします。この場合にはATMの画面表示の操作手順に従ってローンカードを挿入し、現在の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力するものとします。変更後の暗証番号は銀行がATMによる変更操作を確認したときから有効となります。変更操作前に生じた損害については、借主は責任を負いません。
- ローンカードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- ローンカードを再発行する場合には、銀行所定の手数料をいただきます。

**第5条（利用限度額）**

- 借主は、利用限度額（契約極度額）の範囲で繰返し借入ができます。
- 利用限度額（契約極度額）は、500万円の場合は銀行から期間満了日までに申し出る限りなく、借主に書面で通知します。
- 前2項に係らず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額（契約極度額）を減額あるいは新たな貸付を中止することがあります。また、弁済金の支払いを遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。

**第6条（利用有効期間）**

- 借入ができる期間は、別途送付する「ご契約内容のご案内」に記載の作成日から1年目の返済日の属する月の3日（銀行の休日の場合は翌営業日）とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までに申し出る限りなく、また、更に期間延長するものとし、その後も同様とします。また、満70歳を超えての最遅期日の延長は行わないものとします。
- 期間満了日までに、借主または銀行から更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。
- ローンカードの有効期間は、本条第1項と同一とします。なお、当座貸越の有効期間を延長したときは、ローンカードの有効期間も自動的に延長します。

**第7条（借入方法）**

- 借入方法は、銀行が認めたATM、CDからの引き出し、または銀行が特に承認した場合においては、契約時の1回に限り、借主の指定した借主名義の銀行本支店の普通預金への振込によるものとします。
- ATM、CDからの引き出しは1,000円単位とし、1回あたり9の引き出しは銀行（提携先のATM、CD利用の場合は、その提携先）が定める金額の範囲内とします。
- 銀行および提携先のATM、CDを使用した場合に、銀行もしくは提携先が所定の手数料を定めているときは、手数料をお支払いいたします。
- ATM、CDの利用手数料については、借入のときに、銀行所定の手続き書なしで手数料相当額の貸越を自動的に行ったうえ支払いたします。
- 利用にあたって手数料が必要である時間帯に当座貸越の借入をする場合、入金金額と手数料の合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えるときはは出金することができません。

**第8条（借入利率等）**

- 借入利率は、銀行所定の利率（保証会社の保証料を含む利率。以下同じ。）を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 借入利息はこの契約利率を100円とし、毎月9日（銀行の休日の場合は翌営業日）に銀行所定の方法により計算のうえ、貸越金元金に組み入れるものとします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、及び損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は銀行の本支店等に掲示するものとします。

**第9条（ATM、CD故障時等の取り扱い）**

- 停電、故障等によりATM、CDによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内（平日午前9時から午後3時まで）に限り、銀行が指定した金額を限度として、銀行本支店の窓口でローンカードにより当座貸越の借入を行うことができます。なお、提携先が窓口ではこの取り扱いはいはできません。
- 前項に取り扱う場合は、銀行所定の請求書に氏名、金額を記入のうえローンカードとともに提出してください。このほか、銀行所定の本人確認書類の提出を求められる場合があります。

**第10条（約定返済）**

- この取引にもとづく毎月約定返済額（返済元金＋利息）は、約定返済日前日の残高別に定める次の金額とし、毎月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）に返済を行うものとします。

約定返済日前日残高	約定返済額
10万円以下	2千円
10万円超 100万円以下	10万円超20万円以下の場合は4千円以降、残高が10万円増すごとに2千円を追加した額
100万円超 500万円以下	100万円超110万円以下の場合は2万1千円以降、残高が10万円増すごとに1千円を追加した額

- 約定返済日前日の貸越元金が本条第1項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日前日の貸越元金を返済するものとし、借主は、その不足額を返済するものとします。
- 返済遅延している場合の約定返済額の算出にあたっては、前月までの約定返済の遅延が解消したものとみなした残高を基準とします。
- 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとします。この場合、銀行は変更後の約定返済金額および変更日等を通知するものとします。

**第11条（自動引落し）**

- 返済方法は、別途指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座普通・同払戻請求書によらず自動引き落としの方法によることとし、借主は毎月返済日までに返済相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。なお、万一、預入れが遅延した場合、銀行は預入れ後いつでも同様の取り扱いができるものとします。
- 返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済が遅延することになります。

**第12条（任意返済）**

- 約定返済のほか当座貸越口座へ直接入金することにより随時任意の金額を返済することができるものとします。カードローン口座へ入金額が当座貸越残高を超えるときは、その超過金額を返済用口座に自動入金するものとします。
- 約定返済が遅延している場合は、前項にかかわらず任意返済はできないものとします。

**第13条（返済金の充当方法）**

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

**第14条（自動融資）**

- 借主が返済用預金口座を指定し、かつ、銀行所定の手続きを行っている場合、返済用預金口座が銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、利用限度額（契約極度額）の範囲内での不足相当額をカードローン口座から自動的に出金し、返済用預金口座に入金するものとします。（以下この手続きを「自動融資」といいます。）この際、ローンカードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。ただし、返済用預金口座の資金不足が、1. 預金の払い戻し、2. 預金間の振替・送金、3. 第10条の返済、4. 銀行からの借入元金金の返済（代理貸付を含みます。）の場合は、自動融資の対象とはなりません。
- 返済用預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、自動融資による当座貸越は、総合口座取引規定にもとづく当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
- 返済用預金口座に対して同日に複数件の口座振替の請求が行われ、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかの銀行の任意とします。
- 第1項および自動融資を行った後、同日付で返済用預金口座へ入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の取消しを行わないものとします。

**第15条（遅延損害金）**

借主が約定返済額の支払を遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金の割合（保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。）は借主に書面で通知します。

**第16条（期限の利益喪失）**

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
  - 弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - 保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
  - 手形交換所の取引引当処分を受けたとき。
  - 破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらへの申立をしたとき。
  - 前3（3）(4)の事由のほか、借主が債務整理に際して裁判所の開示を行う手続きを申立てたとき、あるいは自己の営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
  - 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全手続または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
  - 格別の開始があったとき。
  - 本規定または銀行との取引上適用される法令等における義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
- 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
  - 銀行に対する債務の一つでも期限内に履行しなかったとき。
  - 銀行との取引引当ての一つでも違反し、それが銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき、あるいは銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
  - (3)並びに(1)(2)のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

- 本条第2項の場合において、住所変更の届け出を怠ったとき、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延滞または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

4. 前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、ローンカードを返却するものとします。

**第17条（保証会社への保証債務履行請求）**

- 本規定第16条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
- 保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社とこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 保証会社の返済が借主に対して事前に告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

**第18条（銀行からの相殺）**

- 銀行は、この契約による債務のうち返済期限が到来したもの、または本規定第16条によって返済しなればならぬこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいつにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- 前1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金その他の諸預り金を払戻し、この取引の債務の返済にあてることのできるものとします。この場合、銀行は払戻しおよび充当の結果を通知するものとします。
- 前項によって相殺または払戻充当をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

**第19条（借主からの相殺）**

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。前項によって相殺をする場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出前を押し戻し直ちに銀行に提出するものとします。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

**第20条（債務の返済等における順序）**

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理

由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあてるかを書面による通知をもって指定することができます。

- なお、借主がその指定による返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 本条第2項のお書、または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

**第21条（届出事項の変更）**

- 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届け出るものとします。
- 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合など、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または未送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議のないものとします。

**第22条（解約・ローンカードの利用停止）**

- 借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にローンカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完了したうえ、銀行所定の届出をするものとします。
- ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用を断断することがあります。この場合、銀行から請求があり次第直ちにローンカードを返却するものとします。

**第23条（契約規定等の変更）**

- 本規定の変更については、銀行から変更内容を通知した後、または新「山形銀行カードローン規定」を送付した後にローンカードを利用したときは、借主が変更事項または新「山形銀行カードローン規定」を承認したものとみなします。
- 利用限度額（契約極度額）の増額・減額あるいは借入利率・各回の約定返済金額の変更を銀行から通知した後ローンカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。

**第24条（成年後見人等の届け出）**

- 借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
- 任意後見監督人の選任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各項と同様に届け出るものとします。
- 前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとします。
- 前各項の銀行に対する届け出の前に生じた損害は借主が責任を負うものとします。

**第25条（報告および調査）**

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

**第26条（債権譲渡）**

- 借主は、この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本案において「借付を含む。）」することができず、2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に限り、譲受人（以下本案においては借付の受益者を含む。）の代理人にすることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

**第27条（危険負担・免責事項）**

- 借主が銀行に預入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すべきことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとじて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代りの契約書等を差入れるものとします。
- ATM、CDによりローンカードを確認し、引き出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引き出しの取り扱いがなされたうちは、ローンカードの偽造・変造、ローンカードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのため生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 銀行が借主に対する権利の行使、もしくは、保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

**第28条（反社会的勢力の排除）**

- 借主は銀行に対し、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員等にならなかった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構ぼうご口または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は銀行に対し、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の—にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力団員等に対する行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、誹言を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、借主に対する請求が延滞し、または到達しなかったときには、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行にならぬ請求を行わないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

**第29条（合意管轄）**

- この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

1. 私は株式会社山形銀行と「山形銀行カードローン」の取引を行うにあたり、貴社にその保証を依頼いたします。保証いた

Table with contract details: 契約日 (年 月 日), 契約極度額 (万円), 保証番号

お客さまへ

- ご印鑑は不要です。
●お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
●FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※万が一、ご利用いただけられない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

Main application form with sections: お申込ご本人について (Personal info), お勤め先について (Employment info), お仕方の内容 (Job details), お借入状況 (Borrowing status)

<ご利用のご案内>

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

Table with loan terms: ご利用限度額 (10万円以上500万円以内), 借入利率 (年4.5%~年14.6%), 遅延損害金 (年18.0%), 約定返済日 (毎月3日), 毎月の約定返済額 (借入金額10万円ごとに2,000円以上)

<現在のお借入状況>

Table for current borrowing status: 申込日現在のお借入状況について (金融機関, 信販・クレジットカード会社, 消費者金融)

<ご返済用預金口座のお届け>

Form for repayment account: ご返済用預金口座 (山形銀行 本店支店), 普通預金

<お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

Form for repayment amount: 振込による借入を希望する (希望額), お振込口座 (上記ご返済用預金口座と同一になります), 振込借入希望金額 (1万円単位)

お申込経緯

- 1. 新聞 (山形・朝日・毎日・読売・日経)
2. テレビ (YBC・YTS・TUY・SAY)・ラジオ (AM・FM)
3. 銀行 (ATMコーナー・窓口・ホームページ・ダイレクトメール)
4. 広告 (新聞折込チラシ・WEB・その他)
5. 紹介 (友人・知人・その他)
6. その他

FAXの場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を送信してください。

FAX先 0120-0919-14

郵送の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を同封の返信用封筒にてお送りください。

\*1: 運転免許証・健康保険証・パスポートのうちいずれか1種類

# 保証委託約款

## 第1条 (保証委託の内容)

- 私の委託に基づいてアコム株式会社 (以下、「保証会社」という。)が負担する保証債務は、私が株式会社山形銀行 (以下、「銀行」という。)の「山形銀行カードローン規定」(以下、「規定」という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

## 第2条 (保証債務の履行)

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
- 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款 (<個人情報取り扱いに関する同意書>を含む。以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

## 第3条 (求償権)

- 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
- 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5% (365日の日割り計算)による損害金を支払うことに同意します。

## 第4条 (事前求償)

- 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
  - 弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
  - 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
  - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
  - 支払を停止したとき
  - 手形交換所の取引停止処分があったとき
  - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
  - その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

## 第5条 (中止・解約・終了)

- 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
- 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

## 第6条 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証委託契約を解約することができるものとします。
  - 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。
  - 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

## 第7条 (弁済の充当順位)

- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
- 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

## 第8条 (通知義務・書類等の提出)

- 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
- 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
- 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

## 第9条 (信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報 (氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。  
(注) 詳しくは、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に記載しています。

## 第10条 (住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

## 第11条 (費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

## 第12条 (公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

## 第13条 (契約の変更)

- 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
- 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係わる取引をした場合、保証会社は、私が変わった内容を承認したものとみなします。

## 第14条 (債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

## 第15条 (管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

# 山形銀行カードローン暗証届出書

FAX送信ページ4

受付番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取引店名										
カードローン 口座番号										

お申込ご本人について	申込日	平成 年 月 日				
	お名前	フリガナ	フリガナ	生年月日	年齢	性別
	※楷書で丁寧に記入ください。(訂正不可)		(有・無)	昭和・平成 年 月 日 エト 千支 ( )	満 歳	1. 男 2. 女
ご住所	〒 ー 都道府県  (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)					

## <暗証番号のお届け>

山形銀行カードローンの暗証番号の新規登録時・変更時においては、  
**「生年月日」や「電話番号」など、他人に推測されやすい番号を**  
 暗証番号として登録できませんのでご注意願います。

### 登録できない暗証番号の例

- ▶ご本人の生年月日に含まれる数字の組合せ  
 [例]昭和44年(1969)年7月31日生まれの場合……………「1969」や「0731」など
- ▶ご自宅の電話番号や携帯電話の市内・市外局番を除いた下4桁  
 [例]TEL.023-625-1553の場合……………「1553」
- ▶4桁の同じ数字 [例]「0000」、「5555」、「8888」など

暗 証 番 号	
---------	--

暗証番号はもれなくご記入ください

**FAX** の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を送信してください。

**FAX** 送付先 **0120-0919-14**

**郵送** の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(\*1)を同封の返信用封筒にてお送りください。

\*1：運転免許証・健康保険証・パスポートのうちいずれか1種類



# 山形銀行カードローン利用申込書（お客様控）

私は、本利用申込書裏面「山形銀行カードローン規定」、山形銀行カードローン保証依頼書裏面「保証委託約款」ならびに別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」の各条項に同意のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山形銀行に「山形銀行カードローン」の利用を申し込みます。

**お客様へ**

- ご印鑑は不要です。
- お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、本行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ※万一、ご利用いただけなかった場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

**お申込ご本人について**

申込日 平成 年 月 日 **太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。**

フリガナ お名前 旧姓	フリガナ (有・無)	生年月日 昭和・平成 年 月 日 エト 千支 ( )	年齢 満 歳	性別 1. 男 2. 女	本人と家族(扶養)人数 1. 独身 2. 既婚 (うち子供の人数 人)
ご住所 〒 - 都道府県	お住まい 住居年月	持家 1. 自己一戸建て 2. 自己マンション 3. 家族一戸建て 4. 家族マンション	賃貸 1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 公団 5. 公営	社宅 1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 寮	
住宅ローン有の場合 毎月返済額 千円	毎月の家賃 千円	毎月の使用料 千円	うち自己負担 千円	うち自己負担 千円	
自宅 ( ) - 名義 1. ご本人 2. ( )	携帯 ( ) - 名義 1. ご本人 2. ( )	入居年月	昭和・平成	年	月 日

**お勤め先について**

フリガナ 会社名	1. 本人勤務 2. 配偶者勤務	お仕事の内容 1. 事務 7. 技術 2. 営業 8. 個人経営 3. 販売 9. 法人経営 4. 労務 10. 接客 5. 運転手 6. 技能	勤務形態 1. 正社員・自営 2. 嘱託・派遣 3. アルバイト 4. パート 5. 季節・期間	保険種類 1. 社保、組合、共済 2. 国保
所在地 〒 - 都道府県	収入形態 1. 固定給 3. 完全歩合給 2. 一部歩合給	年収 万円		
電話 ( ) - 内線	入社年月 昭和 年 月	会社事業内容	社員数 人	
出向先 フリガナ 会社名 所在地	会社事業内容	職種	月収 万円	
	電話番号 ( )			

【出向、派遣、副業先：有・無】※“有”を選択された方は下の欄をご記入ください。

### <ご利用のご案内>

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	10万円以上500万円以内(10万円単位)
借入利率	年4.5%～年14.6%
遅延損害金	年18.0%
約定返済日	毎月3日に下記の金額を下のご返済用預金口座より自動引き落とし
毎月の約定返済額	借入金額10万円ごとに2,000円以上 ※くわしくは「山形銀行カードローン」規定をご覧ください。

### <現在のお借入状況>

申込日現在のお借入状況についてご記入ください。	金融機関	件	千円
	(うち住宅ローン)	件	千円
	信販・クレジットカード会社	件	千円
	消費者金融会社	件	千円
合計	件	千円	

### <ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限りませ)	山形銀行	本店 支店
普通預金	口座 番号	

### <暗証番号のお届け>

暗証番号	暗証番号の決定にあたっては、暗証届(6枚目)に記載しておりますご注意ください。事項をご参照ください。	6枚目にご記入ください。
------	--	--------------

### <お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。	<input type="checkbox"/>	ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります。	
振込借入希望金額(1万円単位)		万円

### お申込経緯

1. 新聞 (山形・朝日・毎日・読売・日経)
2. テレビ (YBC・YTS・TUY・SAY)・ラジオ (AM・FM)
3. 銀行 (ATMコーナー・窓口・ホームページ・ダイレクトメール)
4. 広告 (新聞折込チラシ・WEB・その他)
5. 紹介 (友人・知人・その他)
6. その他 ( )

## 「山形銀行カードローン」規定

### 第1条（借主と契約の成立）

- 借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社（以下、保証会社という。）を連帯保証人として、株式会社山形銀行（以下、銀行という。）に所定の申込書により山形銀行カードローンのカード（以下、ローンカードという）の利用の申込みをされ、銀行が審査の上より山形銀行カードローンとする。
- 本契約は、借主からの申込みを銀行が承認したとき成立します。

### 第2条（取引方法）

- この取引は、本規定第7条、第11条および第12条に定める方法での当座貸越の入出金によるものとし、小切手・手の届出しないお引換、公共料金等の自動支払いは行いません。
- ローンカードは、銀行または銀行が現金支払業務を提携した金融機関（以下、提携先という）の現金自動払込機（以下、ATMとい）、現金自動支払（以下、CDとい）を使用して当座貸越の入出金を行う場合に利用するものとします。
- この取引に使用する場合に所定の利息に降着が生じた場合その他相当の事由がある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、故意、重大な過失がない場合には当行は免責されるものとします。

### 第3条（ローンカードの発行、贈与等）

- 山形銀行カードローンは、銀行本支店のうちいずれか1カ所のみで開設することができるものとし、借主は借主1名につき1枚のローンカードを発行します。
- 借主は、銀行所定の方向に写し出した暗証番号を使用するものとします。
- 借主は、善良なる管理者の注意をもってローンカードおよび暗証番号を使用し、管理・保管するものとする。
- ローンカード（ローンカードの表示事項を含む）は、借主本人以外使用することはできません。またローンカードを他人に譲渡、買入れた場合は無効とするこや、ローンカード上の表示事項を使用させることはできません。
- 借主が、本条第3項または第4項に違反して、ローンカード（ローンカード上の表示事項を含む）を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

### 第4条（ローンカードの紛失・盗難、暗証番号の変更等）

- 借主がローンカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに書面により銀行に届け出るものとします。銀行は届出を受けたときは、直ちにローンカードによる借入の払い停止し限りの措置をとります。その届出の前に行なわれた措置については、銀行は責任を負いません。
- 前項の届出の前、にローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも速やかに書面によって銀行に届出するものとします。
- 暗証番号を変更する場合は、銀行のATMを使用し手続きを行うものとします。この場合にはATMの画面表示の操作手順に従ってローンカードを挿入し、現在お使いの暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力するものとします。変更後の暗証番号は銀行ATMに本人の指紋採取を承認したときから有効となります。変更操作前に生じた損傷については、銀行は責任を負いません。
- ローンカードは、紛失・盗難・破損で銀行が書きとめた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。この場合、相当の期間を定め、また保証金を求めることがあります。
- ローンカードを再発行する場合には、銀行所定の手数料がかかります。

### 第5条（利用限度額）

- 借主は、利用限度額（契約総額）の範囲で繰上り借入ができます。
- 利用限度額（契約総額）は、500万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
- 前項に優りながら、銀行が借主の信用を正しく評価し、上記の利用限度額（契約総額）を超過あるいは新たな貸付を中止するすることができます。また、併済金の支払いが遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。

### 第6条（利用有効期間）

- 借入ができる期間は、別途送付するこの契約のご案内の記載の作成日から1年目の返済日までの月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）とします。ただし、借主は銀行から期滿日を届けて申し出のないときは、更に期間延長するものとします。その後も同様とします。また、満了期を超えたときの貸越期間の延長は行わないものとします。
- 借主は借主自身の収入と支出の傾向から返済の申し出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、返済に至るまで支払うものとします。
- ローンカードの有効期間、本条第1項と同一とします。なお、当座貸越の有効期間を延長したときは、ローンカードの有効期間も自動的に延長されます。

### 第7条（借入方法）

- 借入方法は、銀行が認めたATM、CDからの引き出し、または銀行が特承認した場合においては、契約の1回に限り、借主の指定した借主名義の銀行本店の普通預金より銀行が指定したATM、CDからの引き出し、CDのお引換し、および、ATMからの引き出しは銀行（提携先）ATM、CD利用の場合は、その提携先が定める金額の範囲内とします。
- 銀行および提携先のATM、CDを使用した場合に、銀行もしくは提携先が所定の手数料を定めているときは、手数料をお支払いいたします。
- ATM、CDの利用手数料については、借入のときに、銀行所定の請求書または手数料相当額の振越を自動的に行ったうえで支払います。
- 利用にあたって手数料が必要である時間帯に当座貸越の借入をする場合、入金金額と手数料の合計額が当座貸越を超える範囲内の金額を超えないことは出資することができます。

### 第8条（借入利率等）

- 借入利率は、銀行所定の利率（保証会社の保証料を含む利率、以下同じ）を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 借入利息は付利率を100円とし、毎月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）に銀行所定の方法により計算のうえ、貸越元金に組み入れるものとします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行利率、及び損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。その変更の内容は銀行の本支店等に掲示するものとします。

### 第9条（ATM、CD故障等の取り扱い）

- 停電、故障等によりATM、CDによる取引ができなくなり、窓口営業時間内（平日午前9時より午後5時まで）に限り、銀行が定める金額を限度として、銀行が指定の窓口ローンカードにより当座貸越の借入を行うことができます。なお、提携先の窓口での取引扱いではありません。
- 前項より取り扱う場合は、銀行所定の請求書に氏名、金額を記入の上ローンカードとも提出してください。このほか、銀行は所定の本館承認書類の提出を求めるところがあります。

### 第10条（約返済済）

- この取引にもつづき毎月の約定返済額（返済元金+利息）は、約定返済日毎日の残高別に定める次の金額とし、毎月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）に返済を行うものとします。

約返済済前日残高	約返済総額
10万円以下	2千円
10万円超	10万円超20万円以下の場合は4千円
100万円以下	以降、残高が10万円増すごとに2千円を追加した額
100万円超	100万円超110万円以下の場合は1万1千円
500万円以下	以降、残高が110万円増すごとに1千円を追加した額

- 約定返済前日目の貸越元金が本来第1回の約定返済額に満たない場合には、約定返済前日目の貸越元金返済をするものとします。
- 約定返済が遅延している場合の約定返済額の算出にあたっては、前月までの約定返済の遅延が解消したものとみなして残高を基準とします。
- 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができます。この場合、銀行は変更後の約定返済金額および変更内容の通知をものとします。

### 第11条（自動引落し）

- 返済方法は、別途指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座普通、同戻戻請求書によらず自動引落しされる方法によることとし、借主は毎月返済日まで返済額相当額を返済用預金口座へ預け入れるものとします。

なお、万一、預入残りが返済した場合、銀行は預入後いつでも同様の取り扱いができるものとします。
- 返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済をあるべきときに返済が遅延することになります。

### 第12条（任意返済済）

- 約定返済のほか当座貸越口座へ直接入金することにより随時任意の金額を返済することができるものとします。カードローン口座へ入金する金額が当座貸越残高を超えるときは、その超過金額を返済用口座に自動入金するものとします。
- 約定返済が遅延している場合は、前項にかかわらず任意返済はできないものとします。

### 第13条（返済済の充当方法）

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

### 第14条（自動融資）

- 借主が返済用預金口座を指定し、かつ、銀行所定の手続きを行っている場合、返済用預金口座が銀行所定の口座振替取引による出金の資金不足となるときは、利用限度額（契約総額）の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に入金し、返済用預金口座に入金するものとします。{(以下の手続きを「自動融資」といいます。この際、ローンカードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。ただし、返済用預金口座の資金不足が生じ、1. 預金の払い戻し、2. 残高の照会、送金、3. 第1項の返済、4. 取引からの借入元金返済の返戻（代理店引き込み）の場合は、自動融資の対象とはなりません。}
- 返済用預金口座に総合口座引当規定にもつづき当座貸越超過がある場合、自動融資による当座貸越は、総合口座取引限度にもつづき当座貸越の利用限度を超えた金額については銀行の任意とします。
- 返済用預金口座に対して同時に複数回の口座振替の請求があり、資金不足合計額を自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資による自動融資の対象とします。
- 同一前日の返済申請を行った後に、同日中に返済用預金口座へ入金または総合口座の貸越総額度の認定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の消しを行わないものとします。

### 第15条（遅延返済金）

借主が約定返済金の支払を遅延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払ふものとし、遅延損害金の割合（保証会社の保証料を含む利率、以下同じ）は借主に書面で通知します。

### 第16条（期限の利益喪失）

- 借主についての次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期間の利益を失ひ、直ちにこの契約による債務全額を支払ふものとし、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。(1) 併済金の支払を遅滞し、相当の期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったこと。(2) 銀行との契約約定期間中に返済し、かつ銀行の借保料を正しく支払ったにもかかわらず、その期間中に返済を中止または解約の申出があったこと。(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたこと。(4) 破産、民事再生手続開始の申立を受けたこと、またはこれらの申立をしたこと。(5) 前記(3) (4) の事由のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたこと、あるいは自己の営業の廃業を表明したとき等、支払を停止しと認められる事象が発生したとき。(6) 預金その他の契約に対する保費について仮返折、保金差押または差押の命令、通知や送付されたこと。(7) 住所変更の届出を怠るなど借主の真実に基づき生じた事由により、銀行に借入状況が不明となったこと。(8) 相続の開帳があったこと。(9) 本規定またはこの取引に適用される法令等があることに基づき、その反対が重大な反対となること。
- 次の各号において、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期間の利益を失ひ、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとする。(1) 銀行に対する借保料の償還期が到来したとき、または本規定第16条および本規定第17条(1)に基づいて銀行の優りでも期前に履行したかつごと。(2) 銀行との契約約定期間中に返済し、かつ銀行の借保料を正しく支払ったにもかかわらず、その期間内に返済がなされたこと、あるいは銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。(3) 前記(1) (2) の場合借主を必要とする相当の事由が生じたとき。

- 本条第1項の場合において、住所変更の届け出があつたり、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延滞または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益を失ふものとします。

- 前各項の事由があるときは、銀行によりでもらた新たな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解除された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、ローンカードを返却するものとします。

### 第17条（保証会社への保証債務履行請求）

- 本規定第16条に定め、借主にとっての契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することができます。
- 保証会社が借主に代わってこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に対するこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 保証会社の返済が借主に対して事前に告知・催告なしに行われたら、借主は異議を申し立てません。

### 第18条（銀行からの相殺）

- 銀行は、この契約による債務のうち返済期日が到来したとき、または本規定第16条および本規定第17条に基づいてこの契約による債務全額を、借主の責任に於ける他の債権との間で相殺するものとします。なお、借主の責任に於ける他の債権のうち、借主の責任に於ける他の債権の期限の1かんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
- 前1項の相殺ができる場合には、銀行は銀行の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の債権の金払戻し、この取引の債権の返済にあることができるものとします。この場合、銀行は払戻しおよびひ当相当結果を通知するものとします。
- 前項によって相殺され、借主は払戻相当の場合には、債権借保料の利息および損害金の計算期間は銀行による相殺申請の日から起算し、預金その他の債権の利率については、預金規定等々の定めによります。ただし、期前未到来の預金等の利息は、期前解約利率よりわずに約定利率により1年を365日とし、日取りで計算します。

### 第19条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権をこの契約による債務の期限が到来していても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、銀行に書面により相殺の通知をするものと、預金その他の債権は、通知が届出される時に取り消しして有効とするものとします。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権借保料の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金と利率については、預金規定等々の定めによります。

### 第20条（債務の返済等にあたる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債権のほかは銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺であるかを決定することができます。借主は、その指当について異議を述べないものとします。
- 借主が返済したは相殺をする場合、この契約による債務のほかは銀行取引上の他の債務があるときは、借主とどの債務の返済または相殺にあてるかを書面にのしたる通知をもって指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができる、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定より債権保全と支障が生じる場合があるときは、銀行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等も考慮してこの債務の返済または相殺であるかを指定するものとします。
- 本条第2項のなお書、または本条第3項により銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとす。

### 第21条（借主事項の変更）

- 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が指定する方法により届出するものとします。
- 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合でも、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または未送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議はないものとします。

### 第22条（解約・ローンカードの利用停止）

- 借主が都合によりこの契約を解除する場合は、借主は直ちに銀行にローンカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を返済し、銀行所定の届出をするものとします。
- ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることができるものとします。この場合、銀行から請求があり次第通常にローンカードを返却するものとします。

### 第23条（契約規定等の変更）

- 本規定の変更については、銀行から変更内容を通知したときは、新たな「山形銀行カードローン規定」を送付した後（ローンカードを利用したときは、借主が変更事項または新「山形銀行カードローン規定」を承認した後にローンカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。
- 利用限度額（契約総額度）の増額・減額あるいは借入利率・各回の約定返済金額の変更を銀行から通知した後（ローンカードを利用したときは、借主が各変更事項を承認したものとみなします。

### 第24条（成年後見人等の届出）

- 借主が「保護」・「保佐」・「後見監督」の審判を受けたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出を事前に行うものとします。
- 成年後見監督人の責任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出を事前に行うものとします。
- ついでに「保護」・「保佐」・「後見監督」の審判を受けた場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各項と同様に届け出るものとします。
- 前項の届出事項に関する請求または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様に届け出るものとします。
- 前項の届出事項に関する届出の前に行なわれた措置は、借主が責任を負うものとします。

### 第25条（報告および調査）

- 借主は、銀行が借保料を正しく支払うことを、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な資料を提供するものとします。この調査に対して、従来どおりの契約に定める方法によって毎月の元金返済額を払い、銀行はこれを譲渡人へ交付するものとします。

### 第26条（債権譲渡）

- 銀行は、この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては借託を含む。）することができるとし、
  - 併済金の支払を遅滞し、相当の期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったこと。
  - 前項より債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受（以下本条においては借託の受者を含む。）の代表者としてこの契約を利用し、また調査に対して、従来どおりの契約に定める方法によって毎月の元金返済額を払い、銀行はこれを譲受人へ交付するものとします。

### 第27条（他役負担免責事項）

- 借主が銀行に入入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すべきことのできな事情によって紛失・滅失または毀損した場合は、銀行は借主の責任と認められ、借主は賠償を弁済しません。なお、銀行から報告がなされた後の契約書を差し替えるものとします。
- ATM、CDおよびローンカードを破損し、引き出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号と的一致を確認して引き出しの取り扱われたときは、ローンカードの偽造・変造、ローンカードまたは暗証番号の使用やその他の事故があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 銀行が借主に対する権利の行使、もしくは、保費に要した費用は、借主が負担するものとします。

### 第28条（反社会的勢力の排除）

- 借主は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時より5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合企業等、社会連帯機構等二口または特殊な暴力団員等者、その他1項に準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といふ。）に該当しないこと、および各号のいずれれも該当しないことを表明し、かつ併せてわたつて該当しないことを認むものとします。(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる関係を有すること(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与えようとする目的など、不当に暴力団員等を利用して、または認められる関係を有すること(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または認められる関係をしていると認められる関係を有すること(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主は本契約に対し、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。(1) 暴力的な要求行為(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為(3) 銀行に対する借入債務不履行を目的とし、または暴力を用いる行為(4) 債権を流し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

- (5) その他各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為を、または第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合は、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するこの契約による債務の期限の利益を失ひ、直ちに返済するものとします。

- 前項の場合において、住所変更の届け出る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、住所変更の届け出る、または到達しなかったときには、通常到達すべきときに期限の利益を失ひ、直ちに返済するものとします。
- 第3項の届出の通知により、借主に損害が生じた場合は、銀行にむらの請求を行わないものとすこととします。

### 第29条（合意書等）

この契約に関して訴訟の争議が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引に属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

### 第30条（求償権）

- 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の履行または保全のために要した費用を含むものとし、
- 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権行使弁済および第三者までの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%（365日の日割計算）による損害金を支払うことに同意します。

### 第4条（事前求償）

- 私が下記の各号の1)に当てはまった場合には、第2条による代位弁済額といえども求償権行使をせざるも異議はありません。(1)弁済期が到来したとき、または申請書の期限の利益を失ったとき(2)仮返折・差押もしくは納付の申請または破産・民事再生手続開始の申立があつたとき(3)相続人選を納付し督促を受けたりと、または保全差押を受けたとき(4)支払を怠り、と(5)手形交換所の取引停止処分があつたとき(6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠つたとき(7)その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

### 第5条（中・解約・終了）

- 譲渡者は保証会社である債務の不履行または保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社にはこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの催告を事前に行なう場合は保証において保証会社の適時に代るものとします。
- 前項より保証会社は保証を中止または解約されたときは、直ちに表債務の弁済その他必要な手続きを行い、保証会社に負担がなくなるとし、
- 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証契約も当然に終了するものとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書類を私に返すしない取扱いとし、

### 第6条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時より5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合企業等、社会連帯機構等二口または特殊な暴力団員等者、その他1項に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といふ。）に該当しないこと、および各号のいずれれにも該当しないことを表明し、かつ併せてわたつて該当しないことを認むものとします。(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる関係を有すること(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与えようとする目的など、不当に暴力団員等を利用して、または認められる関係を有すること(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 私、自らまたは第三者を利用して次の各号の1)つても該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為(3) この契約および銀行もしくは保証会社との取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(4) 債権を流し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

- (5) その他各号に準ずる行為
- 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれれに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合は、保証会社はこの保証契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為(3) この契約および銀行もしくは保証会社との取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(4) 債権を流し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

- (5) その他各号に準ずる行為
- 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれれに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合は、保証会社はこの保証契約を解除することができるものとします。

### 第7条（弁済の充当順）

- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を減滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認めるところの方法により充当して差し支えありません。
- 私は保証会社に対して、本件保証による求償債務のほかは他の債務を負担していること、私の弁済した金額が損害額を減滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認めるところの方法により充てしめ差し支えありません。

### 第8条（通知義務・書類等の提出）

- 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償債権に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
- 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べず、または到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

### 第9条（信用情報機関の登録）

私は、本約款に基づく貸付に関する会員個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、契約金、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加担する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報を利用してそれか定め一定期間登録します。(注)詳しくは、「個人情報取り扱いに関する同意書」に記載してあります。

### 第10条（住民票等への取寄せ）

保証会社が債権保全上必要ときは、私の住民票、戸籍簿、戸籍の附票等を取り寄せることとします。

### 第11条（費用負担）

保証会社が第2条第1項の弁済により取得した権利の保全、行使もしくは処分を要した費用およびその契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社へ支払います。

### 第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したことに、いつでも保証人へ委嘱してこの取引による債務の承認および引継執行の承諾の公正証書の作成に必要と認められ、必要な手続きをとるものとします。

### 第13条（契約の変更）

1. 保証会社が本約款の内容を変更しした場合は、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。

2. 本約款の変更内容に関する通知または公表された後に、私が本約款に係る取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承諾したものとみなします。

### 第14条（保証会社と私）

私は、保証会社と私に關してする債務を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

### 第15条（管轄裁判所の合意）

- この取引に關して訴訟の争議を発生した場合には、保証会社の本社所在地または営業所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 保証委託約款